

# バイナリーシステム BRAVE利用規約

## ■(株)Tribes(以下弊社という)が提供するバイナリーシステム BRAVE(以下本商品という)使用に係る重要事項説明

本商品は利益が上がることを保証する商品ではありません。また本商品の使用にあたっては、以下の状況が想定されます。これらにより、お客様に不利益や損害が発生した場合でも、弊社および販売代理店は一切責任を負うことなく、損害の賠償も一切行いません。これらの説明を熟読の上、購入してください。

1. 本商品使用に必要な環境
  - (a)本商品を起動するWINDOWSパソコン(windows8.1以降、MAC OS不可)
  - (b)インターネット回線
  - (c)Meta Trader4動作環境
  - (d)Meta Trader4のアカウント

### 2. Meta Trader4

本商品を使用する為に必要なMeta Trader4をインストールする為には、取扱業者へ登録する必要があります。

### 3. 資本金

本商品を使用し、外国為替証拠金取引、バイナリーオプションを実施する場合は資本金が必要となります。

### 4. 取引業者

本商品を使用し、外国為替証拠金取引、バイナリーオプションを実施する場合は取引業者の登録が必要となります。

### 5. 通信環境等の不具合

通信環境等の不具合により、正常な動作をしない場合があります。

### 6. Meta Trader4の不具合および変更

Meta Trader4の不具合および変更により、本商品が起動できない場合がございます。

### 7. 資金の喪失

本商品は、使用で生じた資金の損失を補償するものではありません。

### 8. サイン

本商品にてチャート上にサインを表示しますが、利益を補償するものではありません。ご自身の裁量にて実施してください。

### 9. USBの紛失

商品引渡後、本商品を紛失された場合の補償はございません。

### 10. 隠れたる瑕疵

商品引渡時、本商品に隠れたる瑕疵がある場合には、速やかにご連絡ください。場合によっては対応ができない事もあります。

万一プログラムの誤作動により損害が発生した場合であっても、弊社及び販売代理店は損害賠償責任を免責されるものとします。

### 11. 商品サポート

商品を受領した日を起算日として、商品サポートを指定された期間受けることができる。

### 12. その他

その他、不具合なく使用できた場合でもお客様が資金の損失を被ったり、利益を得る機会を喪失することがあります。

これらにより、お客様に利益や損害が発生した場合でも、弊社および販売代理店は一切責任を負うことなく、損害の賠償も一切行いません。

## ■本商品の使用許諾契約条項

本商品の使用許諾契約は以下のとおりとなります。

### <知的所有権の帰属>

第1条 本商品の知的所有権は製造元に帰属します。本商品の知的所有権の利用権は、本契約に基づいて使用者にライセンスされるものであり、使用者に売り渡されるものではありません。

### <使用許諾>

第2条 弊社は、本契約に同意した使用者(以下「ユーザー」という)に対してのみ、本商品の利用権と本商品を1個を許諾します。

### <制限事項>

第3条 ユーザーは以下の行為を一切行ってはなりません。

- (a)本商品の改変、変更、二次的著作物の作成または他のソフトウェアとの結合
- (b)本商品の第三者へのリース、賃貸、貸付、配布または譲渡
- (c)第三者がコピーできるように本商品を公開する行為
- (d)本商品のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他本商品からソースコードを導き出そうとする行為
- (e)本商品の商用ホスティングサービスとしての使用する行為

### <使用許諾契約の解除>

第4条 ユーザーが次の各号の一つに該当した場合、弊社はユーザーの承諾なしに本契約を解除することができます。また、この場合弊社はユーザーに対して速やかにその旨を通知するものとします。

- (a)本契約の条項に違反していると弊社により認められた場合。
- (b)登録しているユーザーの情報に虚偽の事実が判明した場合。
- (c)弊社の名誉を毀損したと弊社により認められた場合。
- (d)その他、正当な事由により弊社がユーザーに対して、サービスの提供が不可能と判断した場合。

2 本契約が解除された場合、本契約によりユーザーへ与えられた権利は直ちに終了し、本商品の使用を停止しなければなりません。

ユーザーは本商品の全て(コピーを含む)を弊社へ返却するか、ユーザー自身で破棄するものとして、契約解除の10日以内にこれらの全てについて返却もしくは破棄を行い、弊社へ書面で通知しなければなりません。

3 本契約の全ての条項は、第2条および第3条で許諾されたものを除いては、契約解除後もその効力を有するものとします。

### <準拠法>

第5条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用される。

### <合意管轄>

第6条 本契約に起因する紛争に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とする。

上記重要事項説明及び使用許諾契約条項を十分に理解しご同意の上、お申込みください。